

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 6 月 30 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年 12 月 10 日条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「附則第 8 条若しくは附則第 9 条」を「、附則第 9 条若しくは附則第 10 条」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第 10 条 平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 14 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合には、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の 17」とする。

2 前項の規定は、平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 14 条第 1 項第 1 号の 2 の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。